

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による医療機関の廃止
結核予防法による医療機関の指定
- ◇ 選管告示 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託
- ◇ 教委告示 政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告の要旨
教育委員会の招集
- ◇ 公 告 砂利採取業務主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
堀江齒科医院	米子市錦町一丁目一五	昭和五十九年五月七日

鳥取県告示第四百七十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
堀江齒科医院	米子市錦町一丁目一五	昭和五十九年三月三十一日

鳥取県告示第四百七十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	昭和五十九年六月十二日
上賀茂診療所	八頭郡那家町大字稲荷二二一 ―二	〃
小林薬局マロニ エ店	倉吉市昭和町二丁目二六一	〃

鳥取県告示第四百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、若葉第二団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を若桜町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、しのだ伊三郎後援会、鳥取県建設政治連盟及び西尾優後援会から訂正の報告があつたので、昭和五十九年六月鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のとおり訂正する。

昭和五十九年六月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

その他の政治団体の部しのだ伊三郎後援会のうち2(1)〔寄附の内訳〕中

「（寄附者の名称）（金額）（事務所の所在地）」

米子市建設業 協議会 その他	8,000,000 7,150,000円	米子市 その他	10,150,000円
----------------------	-------------------------	------------	-------------

改め、同部鳥取県建設政治連盟のうち2(1)中「法人その他の団体から」を「法人その他の団体から」に改め、同部鳥取県建設政治

個人からの寄附 法人その他の団体からの寄附 小計	500,000円 6,900,000円 7,400,000円	に改め、同部鳥取県建設政治
--------------------------------	--------------------------------------	---------------

連盟のうち2(1)〔寄附の内訳〕中「法人その他の団体からの寄附」を

「個人からの寄附
その他 500,000円
法人その他の団体からの寄附」

「東部砂利生産 2,000,000 鳥取市
組合
その他 4,100,000円
小 計 7,400,000円

「東部砂利生産 1,500,000 鳥取市
組合
その他 4,100,000円
小 計 7,400,000円

「(1)〔寄附の内訳〕中
「鳥取銀行 2,000,000 鳥取市」
「鳥取銀行 3,800,000円 鳥取市」

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年六月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十九年六月二十五日(月)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について
 - 2 その他

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、昭和59年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和59年6月22日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和59年7月31日(火)
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所にて提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所にて備え付けてある所定の用紙を

使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和59年7月2日(月)から同月14日(土)まで(郵送の場合は、昭和59年7月14日(土)までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所にお問い合わせのこと。